

厚生労働省設置法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

◎ 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号） 抄

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（厚生労働審議官及び<b>医務技監</b>）</p> <p>第五条 厚生労働省に、厚生労働審議官一人及び<b>医務技監</b>一人を置く。</p> <p>2 厚生労働審議官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。</p> <p>3  <b>医務技監は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に係る技術（医学的</b>  <b>知見を活用する必要があるものに限る。）を統理する。</b></p>	<p>（厚生労働審議官）</p> <p>第五条 厚生労働省に、厚生労働審議官一人を置く。</p> <p>2 厚生労働審議官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。</p> <p>（新設）</p>